

インターネット接続契約の解約料に関する京都地判へのコメント

2016年12月9日

多くの消費者が契約しているインターネット接続契約について、不当な解約料を無効としたことは消費者の権利保護の観点から意義深い。他のインターネット接続業者でも高額な解約料が設定されている事例があり、これらの業者に対する警告となるものだ。高額な解約料は消費者が自由に事業者を選択する自由を不当に制限するものであり、消費者が満足するサービスを提供していれば解約されることはないのであるから、事業者は基本的に解約料を設定すべきではない。

適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク